



京丹後市

商工会だより

2021

6月号

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする 京丹後市商工会

【京丹後市商工会】〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL:0772-62-0342 FAX:0772-62-3553 URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)



京丹後市事業継続支援給付金

申請期間
令和3年
8月31日まで

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上の急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている市内事業者等に対し、事業の継続及び雇用の維持を支援するための給付金の交付が開始されました。

対象事業者 市内に事業所を有する中小法人等
市内に住所かつ事業所を有する個人事業主等（フリーランスを含む）

支給要件
①令和3年2月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
②新型コロナウイルス感染症の影響により、平成31年又は令和2年の4月から6月（対象期間）の各月における事業収入に比べ、令和3年同月の事業収入の減少率が30%以上となった月（対象月）があること
※京都府緊急事態措置協力金の受給者を除く

給付金の額 平成31年又は令和2年の4月から6月の間の事業収入合計 - 対象月の事業収入 × 3ヶ月分 ※千円未満切り捨て

給付金の上限額 最大50万円
個人事業主 定額5万円 + 代表者及び従業員数 × 2万円
法人 定額10万円 + 代表者及び従業員数 × 2万円

※宿泊事業者のうち、令和3年3月以前から宿泊を伴わない飲食の提供を事業としている事業者は、定額部分の金額が【個人事業主】で10万円、【法人】においては20万円に増額となります。
※本給付金における従業員数とは、常用雇用者のうち期間を定めずに雇用されている方で短時間労働者（※1）に該当しない人数となります。
※令和3年4月1日時点での従業員数で算出してください。
※確定申告書に記載された事業専従者、代表者および従業員数に含むことができます。

その他
●国の月次支援金との併給もOKです。
●この給付金は令和3年4月～6月の緊急事態措置に伴う支援制度です。京丹後市事業継続支援給付金は令和3年1月～3月に適用したものですので、お間違えないようご注意ください。
（※1）短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に定める短時間労働者をいう。

申請書類	関係書類	中小法人等	個人事業主等	雑所得等の個人事業主等
①京丹後市事業継続支援給付金申請書		○	○	○
②平成31年分又は令和2年分確定申告書第一表の写し（法人は別表一の写し） ※收受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要 ※青色申告の場合は、青色申告決算書の写し（月別の事業収入の記載のない場合は、月別の事業収入がわかるもの） ※白色申告の場合は、収支内訳書の写し（なければ月別事業収入がわかるもの） ※確定申告の義務のない方は平成31年分又は令和2年分の市民税・府民税申告書の写しと収支内訳書の写し		○	○	○
③法人概況説明書の写し		○	×	×
④申請者名義の口座通帳の写し		○	○	○
⑤従業員名簿（住所・氏名、生年月日）		○	○	×
⑥令和3年4月から6月分の事業収入がわかるもの		○	○	○
⑦業務委託契約書等収入があることを示す書類		×	×	○
⑧宣誓・同意書兼誓約書		○	○	○

お申問先
農林漁業関係以外 京丹後市役所 商工観光部 商工振興課
京丹後市網野町網野385番地の1（ら・ぽーと） ☎69-0440
農林漁業関係 京丹後市役所 農林水産部の各課 京丹後市大宮町大野226（大宮庁舎3階）
農林振興課 ☎69-0410、農林整備課 ☎69-0430、海業水産課 ☎69-0460

京丹後市事業所等感染症対策緊急支援補助金

申請受付
令和3年
10月29日まで

新型コロナウイルス感染症の拡大及び京都府緊急事態措置を実施している現在の状況に鑑み、市内事業所の従業員の感染等による事業活動の中断を防ぐために事業者が実施する感染対策を支援する補助金制度の公募が開始されました。
*令和2年12月21日から令和3年3月31日まで実施した同名の補助金の、第2弾募集となります。前回補助金の交付を受けた方も、改めて申請していただけます。

対象事業者 公務を除く、市内に住所を置くすべての法人事業所及び個人事業所
※市内の事業者が経営する市外に住所を置く事業所は対象となりません。

補助対象経費 ①感染防止に資する衛生備品及び消耗品 ②飛沫感染防止用具
③三密を避けるための誘導表示等に係る経費 ④除菌用の清掃用具及び洗剤類
⑤PCR検査費 ※消費税は対象経費から除きます

補助金の額 補助対象経費の合計額の2分の1以内の額（千円未満の額を切捨てた額）

補助金の上限額 従業員の人数に5千円を乗じた額（従業員が100人以上の事業所は50万円）
※従業員とは、事業主（法人含む）と書面で契約等をしている事業に携わる者とし、雇用保険や社会保険への加入、非加入は問いません（家族従事者やパート・アルバイトを含めていたでいて結構です）。また、事業主及び法人役員（外部役員は除く）も含めた数とします。

事業実施期間 令和3年5月24日～令和3年9月30日
申請方法 補助対象物等を購入し代金を支払ってから、実績報告と共に必要書類（従業員名簿、領収書の写し、購入物の写真（※1）、直近の確定申告書など）を添えて申請。（※1）単品価格が3万円（税込）以上

申請・お問先 京丹後市役所 商工観光部 商工振興課
京丹後市網野町網野385番地の1（ら・ぽーと） ☎69-0440

【注意事項】領収書は上記事業実施期間の日付のものに限ります。また、予算の範囲内で交付されますので、交付申請額が予算額に達し次第受付を終了されます。ご注意ください。

月次支援金

6月16日～
受付開始

申請期間
4月・5月分：2021年6月16日～8月15日
6月分：2021年7月1日～8月31日

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に「月次支援金」が支給されます。月次支援金の給付については、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡素化を図り、申請者の利便性を高めていきます。

ポイント
●緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること（※）
●2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること
（※）2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又はこれらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

給付額 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上
中小法人 上限20万円/月 個人事業主等 上限10万円/月

対象月 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

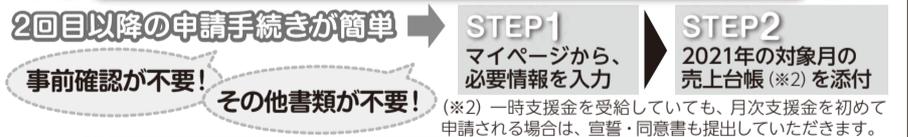
基準月 2019年又は2020年における対象月と同じ月

給付対象の具体例

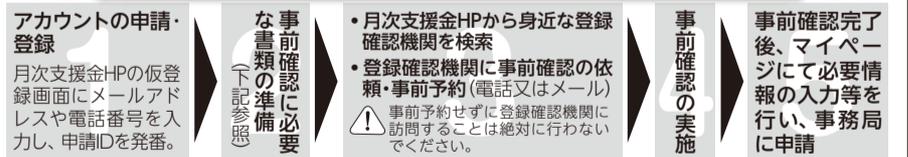
対象措置実施都道府県のお客様に商品・サービスを提供する全国の事業者	左記の事業者と取引がある全国の事業者
1 日常的に訪れる店 アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院、理容院、マッサージ店など	6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
2 教育関連の事業所 学習塾、スポーツの習い事など	7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
3 医療・福祉関連の事業者 病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など	8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
4 文化・娯楽関連の事業者 スポーツ施設、劇場、博物館など	9 飲料や飲食品の卸売を行っている事業者
5 旅行関連の事業者 ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど	10 農業や漁業を営んでいる事業者

給付対象外
●事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。
●（対象措置とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
●地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」（※1）の支給対象となっている事業者は給付対象外です。
（※1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金
●売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
●（対象措置とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ



はじめて申請される方の手続きの流れ



※なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

必要書類

- 履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）
 - 收受日付印の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え
 - 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- 事前確認 ▶ 全て
申請 ▶ 2021年対象月の売上台帳のみ
- 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
事前確認 ▶ 事業の取引がわかる全てのページ
申請 ▶ 通帳の表面と通帳を開いた1、2ページ
- 代表者または個人事業主等が自署した宣誓・同意書

当会における対応

- 事前確認機関として登録済みです。（商工会員に限り事前確認を行います。）
- 申請サポート等については、今後HPにてお知らせいたします。

お問先 事務局相談窓口（8:30～19:00） TEL.0120-211-240 土日、祝日含む全日対応

